

山形県中学校体育連盟専門部規程

山形県中学校体育連盟規約第 19 条より専門部の規程を次のとおり定める。

第 1 条 各部会と当該競技の専門事項について企画運営にあたる。

第 2 条 専門部に次の役員を置く。

部 長 1 名 委員長 1 名 常任委員若干名

第 3 条 部長は、本会加盟学校長とし、評議員会で選出し、専門部を統括する。

第 4 条 委員長は常任委員会で互選し会務を執行する。

第 5 条 常任委員は各单位中体連当該部から 1 名ずつ互選する。 (昭和 48 年 5 月 17 日改正)

第 6 条 役員任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

第 7 条 この規約は本連盟評議員会の決議がなければ変更することができない。